

第 9 期介護保険事業計画の国の基本指針について

1 国の基本指針の位置づけ

介護保険法第 116 条の規定に基づき、厚生労働大臣は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針を定めることされている。

市町村は、基本指針に即して、3 年を 1 期とする市町村介護保険事業計画を定めることとされ、基本指針は、計画作成上のガイドラインの役割を果たしている。

第 9 期介護保険事業計画の基本指針については、令和 5 年 7 月頃に基本指針が示される予定である。

2 第 9 期計画の基本指針の基本的な考え方(案)

【基本的な考え方】

- ◆第 9 期計画期間中に、団塊世代が全員 75 歳以上となる **2025 年を迎える**。
- ◆高齢者人口がピークを迎える **2040 年**を見通すと、**85 歳以上人口が急増**し、医療・介護双方のニーズを有する高齢者など様々なニーズのある**要介護高齢者が増加**する一方、**生産年齢人口が急減**することが見込まれる。
- ◆都市部と地方で高齢化の進みが大きく異なるなど、これまで以上に中長期的な地域の人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて介護サービス基盤を整備するとともに、地域の実情に応じて地域包括ケアシステムの深化・推進や介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための具体的な**施策や目標の優先順位を検討した上で、介護保険事業計画に定めることが重要となる**。

各分野の見直しのポイント

1.介護サービス基盤の計画的な整備

- ①地域の実情に応じたサービス基盤の整備
- ②在宅サービスの充実

2.地域包括ケアシステムの深化・推進に向けた取組

- ①地域共生社会の実現
- ②介護事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備
- ③保険者機能の強化

3.地域包括ケアシステムを支える介護人材及び介護現場の生産性向上